

障害児通所支援事業所の指定の現状と課題について

【現状】

(1)事業所の指定に係る仕組み(総量規制等)について

- 障害福祉サービス等事業者の指定は、障害福祉サービス等事業を行う者の申請により、都道府県知事等が障害福祉サービス等の種類及び事業所ごとに行う。障害児通所支援を含む障害福祉サービス全体の事業所指定の在り方について、第117回社会保障審議会障害者部会(令和3年9月6日)において、
 - ・ 事業所の指定は都道府県知事等が行う一方、支給決定は市町村が行っていること。
 - ・ 一般市町村は、障害福祉計画等において必要なサービス見込み量等を定めることとされているにも関わらず、事業所の指定においては、基本的に一般市町村は関与できない仕組みとなっており、利用者の障害特性等のニーズに応じた事業所の適切な整備がなされず、偏在・不足しているケースや、市町村が知らない間に新規事業所の指定が行われるケースも見られること。
 - ・ 介護保険制度においては、都道府県知事の居宅サービスの指定について、市町村協議制や条件付加といった市町村の関与の仕組みを設けていること
等を踏まえ、事業所の指定の在り方(一般市町村の関与の必要性)について、議論がなされた。
- 事業所の指定に当たっては、指定基準を満たせば指定することが原則であるが、障害福祉計画等の達成(サービス供給量のコントロール)の観点から、児童発達支援及び放課後等デイサービス等については、都道府県知事等は、指定を拒否することができる総量規制の仕組みが設けられている。
- 総量規制は、既に以下の状態になっているか又は当該事業所の指定により以下の状態となる時等に行うことができることとしている。

都道府県等が定める区域における当該サービスの利用(入所)定員の総数



都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要利用(入所)定員の総数

(1)事業所の指定に係る仕組み(総量規制等)について(続き)

- 児童発達支援等の総量規制については、その実施が十分ではないという指摘がある一方で、児童発達支援等の事業所の数については、地域によって異なることや、重症心身障害、医療的ケア等への対応ができる事業所の整備は十分ではないといった指摘もある。

(2)都道府県等が定める区域における給付量見込みについて

- 障害児福祉計画に定める給付量の見込みは、障害児福祉計画の基本指針(※1)において、「現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当」と示している。

(※1)障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)

- 都道府県障害児福祉計画では、給付量の見込みを定める単位となる区域を定めることとしており、当該区域について、基本指針では、他のサービスとの連携を図る観点から、障害保健福祉圏域を標準として定めることが必要としている。なお、市町村障害児福祉計画では、特に区域を定めることはしていない。

- 他制度の計画では以下のように区域を設定することとしている。

<子ども・子育て支援新制度>

- ・ 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画・・・都道府県設定区域(隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえ設定することとされている)
- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画・・・教育・保育提供区域(小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域)

<介護保険制度>

- ・ 都道府県介護保険事業計画・・・老人福祉圏域(二次医療圏と一致させることが望ましいとされている)
- ・ 市町村介護保険事業計画・・・日常生活圏域(市町村の高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、例えば中学校区単位等、地域の実情に応じて定めることとされている)。

(2) 都道府県等が定める区域における給付量見込みについて(続き)

- 障害児福祉計画は、児童発達支援や放課後等デイサービスといったサービスごとの量を定めることとしているが、重症心身障害や医療的ケアといった支援のニーズを踏まえた量を設定することまでは求めている。
- 重症心身障害児や医療的ケア児等への施策等の推進については、個別に成果目標の設定をしている(※2)ところ、成果目標は、基本的には「各市町村(又は圏域)で1箇所以上」という設定方法となっており、必ずしも対象となる児童数を勘案した設定方法とはなっていない。

(※2)第2期障害児福祉計画の基本指針における成果目標(障害児支援の提供体制等の整備等)

- ① 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ② 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③ 各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ④ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ⑤ 各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【論点】

- 各地域において、障害児通所支援事業所が適切に整備・配置されるようにしていく上で、どのような方策が考えられるか(例えば、総量規制に際して、現行のように広域(障害保健福祉圏域等)で必要量を超えているかどうかで判断するのではなく、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域での事業所配置を促す観点からも、より狭い圏域で必要量を判断していくことについて、どのように考えるか。
また、障害種別等ごと(例:重症心身障害児、医療的ケア児)のニーズについて、勘案していくことを含めサービスの量の見込み等についてさらに検討してはどうか)。